



別添

障害者優先調達推進法に基づく取組において 国等が創意・工夫等している事例

平成31年3月29日

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

(注)国、都道府県等の担当者を取組の工夫を聴取し、代表的な取組として厚生労働省がとりまとめたもの

目 次

1 国における取組の工夫	1
2 独立行政法人等における取組の工夫	5
3 都道府県、市町村、地方独立行政法人における取組の工夫	8

国における取組の工夫

障害者就労施設等から物品等の情報を得るための工夫

(警察庁)

- ホームページを利用し、障害者就労施設等に向けて、どのような案件を取扱いできるか情報提供を求める公募公告を行っている。

(警察庁・防衛省)

- 障害者共同受注センター(共同受注窓口)に問合せをして資料を取り寄せた。また、都道府県がとりまとめた「物品・役務を提供できる障害者就労施設等一覧」を活用し、調達について検討を行っている。
- 直接、施設の方が訪問された際は、取り扱っている商品を確認し、当該商品を発注する機会があると思われる部署を当該業者へ紹介している。またその部署の契約担当者に対しても当該施設を紹介し、積極的に発注するよう呼びかけている。

(法務省・厚生労働省・防衛省)

- 共同受注窓口の担当者の訪問(不定期)を受けた際は、当局で調達予定のものについて口頭で情報提供しているほか、共同受注窓口の担当者から、他官署における調達実績の情報提供を受けるなど、情報交換等を行っている。

(財務省・文部科学省・防衛省)

- 障害者就労施設等から調達案件についての見積り依頼が可能な別の施設を紹介してもらっている。

(文部科学省・厚生労働省・国土交通省・防衛省・参議院・最高裁判所)

- 調達担当者が障害者就労施設等に直接電話をかけ、取扱物品や受注、納期等のヒアリングを行った。

(厚生労働省)

- 公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会のホームページにおいて、近隣の重度障害者多数雇用事業所を調査したところ、当所で使用しているプリンターを販売していることが判明したため、契約を行った。

(厚生労働省)

- 宿舎跡地の木柵の入れ替え作業の調達を実施するにあたり、日本セルフセンターのHPに管内の障害者就労施設等が地場産業を生かした木材加工などをおこなっている旨の記事が掲載されていたため、県の受注センター(共同受注窓口)を介して調達概要を説明し、役務が遂行可能か否かを確認した。就労者の中に元大工の経験者がいる旨の情報が得られたため、当該障害者施設等担当者にヒアリングを行った結果、役務を遂行する能力が十分に認められるものと判断できたため、契約に至った。

(農林水産省)

- 清掃の発注を行う際に、現地確認を可とし、障害のある方が業務を実施できるか確認できる機会を設けた。

(衆議院)

- 民間企業で、社会貢献の一環として社内特例子会社のような体制で障害者就労施設の運営をしている会社の職場見学会へ申込みをし、障害者関係で必要な設備や物品等、優先調達に活かすための情報を収集する予定。

国における取組の工夫

障害者就労施設等へ国等の調達情報を伝えるための工夫

(内閣府)

○調達を予定している物品の一覧表を作成し、障害者就労施設等へ配布を行い入札への参加を検討していただいた。

(法務省)

○受注可能な案件がある場合、障害者就労施設等へ「役務の調達については、年間予定実施回数」、「物品については、品目の種類、数量等」について情報提供を行い、見積合わせや入札への参加を促している。

(財務省・最高裁判所)

○障害者就労施設等へ発注見込み等の情報提供を積極的に行い、見積もり合わせ等への参加を促している。

(厚生労働省)

○官署管理敷地の除草作業等を委託する際の見積合わせを行うに当たり、複数の障害者就労施設等に対して参加案内文をFAXで送付した。
○障害者就労施設等に対して、行政として調達可能な物品・役務情報の提供やゴム印作成等について新規提案を行い、調達範囲の拡大に努めた。

(農林水産省)

○障害者就労施設等の窓口の方へ、取扱可能物品や対応可能な印刷案件の種類について聞き取りを行い、また、過去に実施した見積依頼、仕様書などを提示して、対応可能な案件について情報収集を実施。この結果、対応が可能と思われる案件については、見積合わせへの参加を促した。

(防衛省)

○調達したい物品・役務を一覧にまとめ、近隣の障害者就労施設等や事業者団体へ配布した。

国における取組の工夫

障害者就労施設等との契約における工夫

（内閣府・警察庁・法務省・防衛省）

○生産体制等を考慮し、契約締結から納期までの期間を十分にとることとしている。

（警察庁・防衛省）

○共同受注窓口に見積依頼を行い、複数の見積もりを1度にとることができた。また、所管内のみの業者に限定せず、調達することが可能となり、調達案件を増やすことができた。

（金融庁）

○過去に実績のある契約案件以外の他案件について、特定の障害者就労施設のみに契約が集中しないよう複数先から見積もりを取得した。

（厚生労働省）

○樹木管理業務として、除草作業を含めて一つの契約としていたが、都道府県の障害福祉課のホームページで情報収集し、障害者就労施設へ連絡したところ、除草のみであれば作業可能であったため、除草作業を別契約とすることで、新規調達につながった。

（国土交通省・防衛省）

○郵便切手や自治体指定のゴミ袋など、価格競争の余地がない定価販売品の調達について、障害者就労施設等から見積書を徴取するよう努めた。

（国土交通省）

○既存の年間契約を点検し、事務所のブロック単位でトイレトペーパーの発注業務があったため、障害者就労施設等と契約をした。

（防衛省）

○随意契約（予決令99条第16号の2）により障害者就労施設と契約を行った。

国における取組の工夫

地方支部局、出先機関に対する工夫

(人事院・警察庁)

○会計担当職員対象の研修会や、内部監査の際などに、障害者就労施設等からの調達に積極的に取り組むよう、指導・指示をしている。

(財務省・厚生労働省・農林水産省)

○各地方支分部局における障害者就労施設等からの調達実績について、本省において調達品目や地域などを一覧に整理し、各地方支分部局へ情報提供している。

(厚生労働省)

○ゴム印作製・テープ起こし等、県内障害者就労施設で取り扱っていない案件であったが、調達実績情報をもとに近県業者に見積合わせへの参加依頼を行ったところ、落札となり新規調達につながった。

(国土交通省)

○イントラネットに調達実績を掲載し情報共有をおこなった。また調達促進のための手引きを作成し調達担当者へ配布した。

(防衛省)

○県内の障害者就労施設が1カ所であったため競争に付することができない状況であったことから他県における契約実績をホームページ等で確認し、他県の障害者就労施設から見積書を徴収するよう促した。

その他の工夫

(総務省)

○従前より、中央合同庁舎第2号館外構清掃作業の請負等において、障害者を雇用する事業者からの調達等を受けているところ。また、平成30年11月から主に障害者関連施策に係る請負契約等の入札参加資格に法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること等を定め試行運用を開始するとともに、対象とならない契約であっても見積書を徴収する事業者に対しては、障害者優先調達推進法等の該当部分について説明に努めることとした。

(財務省)

○厚生労働省、自治体等のホームページに掲載されている障害者就労施設等ごとの供給可能な業務一覧を基に業務の発注が可能な施設等を把握している。また他省庁や他部局の契約担当者に障害者就労施設等からの調達実績を照会し、今後の見積り依頼の参考としている。

(厚生労働省)

○自官署の過去の調達案件等を参考に、調達予定案件一覧表を作成し、計画的な調達に努めている。

(国土交通省)

○地方公共団体のホームページに掲載されている障害者就労施設の一覧等で、複数社に連絡をとり、少額案件において複数の障害者就労施設による競争見積を実施した。

(防衛省)

○年間契約等の入札案件に参加したい障害者就労施設等に対し、全省庁統一資格の資格取得手続きの説明を行った。

独立行政法人等における取組の工夫

障害者就労施設等から物品等の情報を得るための工夫

（郵便貯金・簡易生命保険管理機構）

○障害者就労施設等から調達できる物品等については、共同受注窓口仕様書案を事前に送付し、対応可能な障害者就労施設等を紹介してもらい、当該施設に対して見積りを依頼し、契約に結びつけている。

（国立印刷局）

- 共同受注窓口を訪問し、障害者就労施設等が受注できる業務等についてヒアリングし、受注を促した。
- 契約実績のある障害者就労施設等に対して当法人が調達したい物品や役務作業について対応できるかについて聞き取り調査を行った。
- 共同受注窓口から都内及び他県の障害者就労施設等の担当者（窓口）を紹介してもらえるよう依頼を行った。

（造幣局）

○調達担当者が障害者就労施設等を直接訪問又は電話連絡にて、取扱物品や受注量、納期等のヒアリングを行った。

（国立大学法人奈良教育大学）

○年一回、障害者団体の受注内容を広報する説明会に参加し、各団体の存在と受注内容の把握に努めている。

（農業・食品産業技術総合研究機構）

○広報チームが地域の農業・食品関係の団体との交流を深める中で、障害者就労施設の特徴と当所の求める調達品と合致することとなった。

障害者就労施設等へ国等の調達情報を伝えるための工夫

（国立印刷局）

○共同受注窓口に対して、当法人のホームページに入札情報や契約情報が公開されていることを伝達した。

（国立大学法人福井大学）

○年度当初にカタログを学内に配付し、各課・室から購入希望のあった物品をとりまとめ、納期等について共同受注窓口と調整を行い調達を行った。

（国立大学法人滋賀医科大学）

○調達したい物品（主に患者給食の食材）を一覧にまとめ、障害者就労施設等を含む業者へ毎月1回FAXにて配信している。

（国立大学法人長崎大学）

○地域の共同受注窓口へ、毎週、印刷物の見積り合わせを行っていることを連絡し、見積り合わせへの参加について、情報提供を行っている。

（日本学生支援機構）

○公募型見積り合わせの一部において、見積り合せ参加資格に「障害者優先調達推進法（平成24年法律第50号）に基づく「障害者就労施設等」に該当する者であること。」と規定した。

独立行政法人等における取組の工夫

他の独立行政法人、関係団体との連携の工夫

（郵便貯金・簡易生命保険管理機構）

○当機構を所管している総務省から、障害者就労施設等との調達案件及び契約先を情報提供してもらい、当機構における調達の参考にしている。

障害者就労施設等との契約における工夫

（郵便貯金・簡易生命保険管理機構）

○事務用品や防災用品等の調達において、仕様を分割して発注することで障害者就労施設等との契約に結びつけている。

（株式会社日本政策金融公庫）

○災害時における備蓄品の入札において、調達品目ごとの入札単位とすることにより、障害者就労施設及び中小事業者が参加できる環境を整備し、一部の備蓄品（食料品）は、障害者就労施設と契約することが出来た。

○調達したい物品について、障害者就労施設の作業期間を考慮し、余裕を持ったスケジュールで発注している。

（国立大学法人埼玉大学）

○営業にきた企業等からどのような業務が行えるかヒアリングし、学内の契約案件と照らして担当部課へ繋ぎ（本学の場合は、100万円以下の契約であれば教員や担当部課へ契約の裁量が下りているため）、障害者就労施設との契約へ結びつけた。

（医薬品医療機器総合機構）

○会計規程実施細則において見積書を徴することを省略できる予定価格10万円未満の案件に対して、障害者就労施設と随意契約を行った。

（海技教育機構）

○一般競争入札で実施している防火服、イマーシヨンスーツ等の専門的なクリーニングとは別に、障害者就労施設で実施可能なシーツ類を障害者就労施設へ発注するようにしている。

独立行政法人等における取組の工夫

その他の工夫

（沖縄振興開発金融公庫）

○調達にあたっては、全国社会就労センター協議会の沖縄県における組織である「一般財団法人沖縄県セルプセンター」を活用している。

（国民生活センター）

○毎年度、関係部署に対して厚生労働省ホームページから障害者就労施設の検索が可能である旨の情報提供を行い、調達の参考とするよう周知している。

（国立印刷局）

○障害者就労施設等が受注しやすいよう、毎年定期的に調達する役務作業の発注時期を同時期にした。

○定期的に調達している保存食や保存水の発注について、同時期に同数量の発注を行うようにしている（数量の平準化）。

（国立大学法人東京大学）

○業務の特質性を踏まえ、その業務を得意としている障害者就労施設に業務を発注した。具体的には、図書館の清掃等で、社会福祉法人に多く発注を行った。

（国立大学法人九州大学）

○一般競争以外の調達等については、競争参加資格を求めないことで、参加しやすい環境を整えている。

（海洋研究開発機構）

○機構内のイントラネットにおいて、要求部署向けに障害者就労施設等からの調達の専用ページを設け、厚生労働省の障害者就労施設等関係都道府県別リンク一覧や、機構の拠点にある地方公共団体が公表している障害福祉サービス事業者等について情報提供を行っている。

（高齢・障害・求職者雇用支援機構）

○毎年度、本部と地方支部等のそれぞれの調達目標件数及び金額を設定し、目標を明確にしたこと。また、毎月実績を集計し、実績が低調な地方支部等に対しきめ細やかなアドバイスを行うことにより、法人全体で発注実績の増加につなげた。

○調達規模の大きい本部において、本部調達原課向け研修で、取組みの趣旨等の理解を促し、具体的な調達先施設等の紹介や調達手続きフローを説明することで、発注実績につなげた。また、本部担当者会議において各部の調達実績を定期的に報告し、本部全体で意識の向上を図った。

○地方支部等から取組みの好事例を収集し、全国の経理担当者向けの研修において本部の取組みとともに紹介することで、全国への波及を図った。

（国立病院機構）

○機構内における各病院の調達事例を、機構本部においてとりまとめた上で、各病院が調達物品或いは役務を検討する際の参考として、各病院に展開・共有を行っている。

都道府県、市町村、地方独立行政法人における取組の工夫

代表的な取組

障害者就労施設等への情報提供の工夫

- 県内・市内の障害者就労施設等へ提供可能な物品について照会した上で、各施設ごとの提供物品リストを作成し、市ホームページにて公表している。
- 庁内・市内の部局から調達できそうな物品をピックアップし、一覧にまとめ障害者就労施設や共同受注窓口へ情報提供をすることで、受注を希望する施設については、発注部署への顔つなぎをおこなった。

障害者就労施設等から情報収集の工夫

- 県内・市内の障害者就労施設等から取りまとめた提供可能な物品及び役務等の一覧を市役所内の全組織に提供し、各部署から調達したい市内の障害者就労施設等に情報提供および発注する仕組みづくりを行っている。
- 障害者就労施設が参加しているイベント等(マルシェ、合同販売会、共同受注窓口)に足を運び、情報収集や障害者就労施設等との人脈作りを行っている。
- 毎年度定めている調達方針における障害福祉サービス事業所が提供できる物品・役務を参考に、事業所で組織する各種会議等(共同受注窓口、工賃向上支援事業委託先、自立支援協議会の就労部会)に出席し、市が実施を予定している事業等について説明し、事業所での実施の可否について検討していただいている。

市町村や事業者団体等の連携

- 障害福祉圏域内の会議において、調達供給可能品等の情報交換を行い、販路拡大に向けた検討を行った。
- 他県(他市町村)の物品調達実績を参考にし、所管外の事業所に対しても、物品、役務の発注を行った。
- 町内でイベントを開催し、町外の事業所に来てもらい、事業所で作った授産品の販売等を行い情報収集を行った。
- 今年度、県(障害福祉課)、市町村、障害者就労施設及び関係団体が参加する優先調達に関する研修会を開催し、市町村における優先調達の取組や全国の先進事例の紹介等の情報共有を図った。

都道府県、市町村、地方独立行政法人における取組の工夫

代表的な取組

契約内容における工夫

- 共同受注窓口に見積もりをすることで、複数の見積もりを1度にとることが出来、事務負担の軽減につなげた。
- 大量発注を予定している物品及び役務については、複数の事業所に対し分割発注を行っている。
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者就労施設等に準ずる者として共同受注窓口を認定、1者と契約することで、複数の障害者就労施設へ仕事を発注することができた。

その他の工夫

- 庁内ホームページや自治研修センター主催の全庁向け研修で優先調達について説明、紹介しているほか、局長級の会議で優先調達の推進を依頼している。
- 障害者就労施設等から調達できそうな物品等があれば積極的に調達するよう庁内で周知するほか、関係各課に対し個別に調達できそうな物品等がないか照会している。
- 障害者就労施設から調達可能な物品等の一覧を作成し、市役所内での回覧及び市ホームページへ掲載し、広く周知を図っている。
- 役務費の提供等に関しては、納期までの時間に余裕をもって発注することとしている。
- 障害者就労施設で製作している製品を、ふるさと納税の返礼品とした。
- 他部署で実績のある調達先に周知するだけでなく、実績のない部署についても周知をして横の連携を行った。

独自の取組(都道府県別に記載)

北海道

○障害者就労施設を登録対象とした「特定随意契約登録名簿」への登録を呼びかけ、特定随意契約による優先調達を働きかけた。(北海道)

○少額随意契約及び「特定随意契約登録名簿」を活用した特定随意契約により、契約を実施している。(北海道)

○調達可能な役務や物品の聞き取りを行い、一覧にまとめ庁内周知を行い障害者就労施設からの調達を推進した。製品のうち事務用品について写真入りリストを作成し、職員へ販売製品の周知を行った。(釧路町)

北海道

○前年実施した委託事業について、就労施設への受注希望調査を行った。(当別町)

○他市町村から購入している物品について、町内の障害者就労施設が調達先となる可能性を探るため、町担当者と町内就労施設担当者と町外就労施設を訪問し、実際の作業内容を見学する機会を設けた(幕別町)

青森県

○市町村等を巻き込んだ工賃向上の取組として県内3圏域に設置した協議会を活用し、市町村及び事業者団体等との情報共有・連携強化を図った(青森県)

○平成30年度から実施している中南地区障害者就労施設工賃向上支援協議会は、津軽地域の共同受注窓口としての機能が期待されており、会議に参加することで他の市町村や事業者団体等と情報共有を図っている。(弘前市、大鰐町)

山形県

○本庁舎における物品調達は会計課による集中調達により、障害者就労施設等であるかに関わらず、一般競争により、調達されていたが、平成30年4月から、障害者就労施設等からの物品等の調達は集中調達の除外とされ、各所属で当該施設に発注が可能となった。(山形県)

○保健福祉課における委託業務の中で、委託可能な業務について障害者就労施設等との調整を図り業務を委託した。(高齢者世帯を対象とした除雪支援事業)(庄内町)

独自の取組(都道府県別に記載)

茨城県

○茨城県共同受発注センター(共同受注窓口)を障害者施設等に準ずる者として認定し、福祉施設の契約と同等の手続きでの契約を可能とした。(茨城県)

○毎年4月に、市内各事業所を対象として、提供できる物品や役務の内容を調査し、その結果を庁舎内各部署に周知して業務委託先選定の参考資料として活用している。予算編成時期に上記内容を改めて周知し、各部署に対して優先調達を意識した予算編成を要請している。(守谷市)

栃木県

○毎年開催している意見交換会の際に、各市町の実績なども情報提供している。(栃木県)

○優先調達の制度周知と利用促進のため、市調達担当と共同受注事務局担当が連携して、各部署へ制度周知と顔合わせ・名刺交換を兼ねたあいさつ回り(営業)を実施した。(日光市)

福島県

○出納局にて優先調達に関する要綱を定め、随意契約の場合、障害者就労施設等を優先して見積相手方とすることとしている。(福島県)

○1施設で受注困難な場合は、共同受注窓口を契約相手方として発注できるようにしている。(福島県)

○庁内で調達している既成の物品・役務について、優先調達の代替が可能なものを一覧にまとめ、共同受注窓口に情報提供した。(いわき市)

○発注拡大を図るため、町で定める「浪江町障がい者就労施設等からの物品調達方針」により、当該契約については地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約としている。また、浪江町財務規則においても、50万円未満については契約書の作成省略を可能とするなど、事務手続きの簡素化を進めている。(浪江町)

埼玉県

○県庁舎等総合的建物管理業務(主に清掃作業)について、地方自治法施行令第167条の2第3項の規定を使い、障害者就労施設と随意契約している。(埼玉県)

○庁舎内での調達を推進するために、各事業所の担当者と庁舎内の職員で話し合いを行い、障害者就労施設に庁舎内を見学してもらおうといった機会を設け、庁舎内で何が必要なのか、それぞれの事業所でどのようなものだったら製作でき、どのような役務だったら可能なのかを検討してもらおう予定。(小川町)

独自の取組(都道府県別に記載)

千葉県

○全所属に対し、発注可能な物品・役務の照会を行い、その回答をもとに、対応可能な施設等の紹介を行うとともに、発注しない所属に対しては、アンケートを実施した。(千葉県)

○県内の障害者就労施設等の情報や同施設等から提供可能な物品等の情報、行政や企業からの発注情報をインターネットで提供する「チャレンジド・インフォ・千葉」等を通じて、受発注のマッチングを図った。(千葉県)

○共同受注窓口の利用により、20弱の事業所が関わる契約を一括してとりまとめることができたケースがある。(市川市)

○障害者就労施設で作られているお菓子を、学童保育所のおやつとして活用するため、学童保育所のニーズとおやつとなるお菓子の納品形態について、調整を行った。(神崎町)

東京都

○今年度より都のワンストップ窓口を設置し、各区市町村、区市町村ネットワーク(共同受注窓口)及び事業所等に対して、受注案件の情報提供等複数のネットワークによる共同受注を実施している。(東京都)

○共同受注体制構築事業において、各区市町村ネットワーク(共同受注窓口)におけるポテンシャル調査を実施し、各区市町村障害福祉主管課及びネットワーク代表事業所等を訪問し、ネットワークの状況等についてヒアリングを実施した。(東京都)

○都の調達方針において、契約予定価格10万円以下の印刷請負及び予定価格30万円未満の封入・封かん、発送業務については、原則として障害者就労施設等へ発注することとしている。(東京都)

○都のワンストップ窓口を設置し、発注者側の「どこの障害者就労施設等に発注してよいのか分からない」という状態の解消に努めた。(東京都)

東京都

○年度当初、各局に対し、前年度の調達実績を踏まえた上で今年度の調達計画を作成してもらい、毎年10月頃上半期の調達実績を報告してもらい、調達状況の進行管理を行っている。(東京都)

○区内の障害者就労施設では取り扱っていない内容の仕事の依頼がきた際、他区の対応可能な障害者就労施設へ引き継ぎ、その後、無事に引き継ぎ先の他区障害者就労施設で受注することが出来た。(港区)

○他課が施設に初めて依頼する場合は、障害者生活支援課が間に入り調整することや、打ち合わせに同席することもある。そうすることで、庁内各課と施設とのつながりの強化を図っている。(杉並区)

新潟県

○県所属から委託する作業(例:封入作業など)は、あらかじめ当課で「物品等の調達に関する要綱・マニュアル」を作成し、委託の流れや単価の目安を設定することで、契約の効率化を図っている。(新潟県)

○県所属内で、既存の年間契約を点検し、分割発注が可能な業務について障害者就労支援施設への発注を検討してもらう。(例:県庁舎全体の庁舎管理のうち「別館の清掃」や「外来駐車場管理」を福祉施設へ委託。出先機関の庁舎管理のうち「除草作業」を福祉施設へ委託。)(新潟県)

独自の取組(都道府県別に記載)

長野県

○庁内掲示板に「障害者優先調達推進に関し、各課等をお願いしたい事項」として依頼を行っている。(依頼内容例：発注にあたって10万円以下の物品等の発注については、障害者就労施設への発注を優先してください、10万円を超える物品等の発注については、可能な限り障害者就労施設も徴取先に加えてくださいなど)(岡谷市)

福井県

○年度を4か月ごとの3期に分け、1期ごとに各部局や市町へ照会をかけている。1期ごとに集計結果を全照会先へ報告し、次期以降の調達促進を呼び掛けている。(福島県)

○こども園等の管理業務について、委託業務内容を細分化することで受注可能な障害者就労支援施設ができ契約に繋げることができた。(福井市)

○事業者団体等から送られてくるチラシや宣伝広告等から情報を得ている。近年では、賞状額や角松等を優先発注した。(高浜町)

愛知県

○障害者就労施設において、どのような物品や役務の提供が可能であるかなど、十分周知されていないこともあると思われるので、優先調達の好事例をまとめ、県庁の全部局に対し、具体的な活用例の周知を図った。(愛知県)

○本市では、「障害者就労施設等登録一覧」を作成しており、その登録申請の勧奨を集団指導(障害福祉サービス事業所への指導や情報提供をする場)にて行っている。(名古屋市)

○障害福祉課の予算で、市役所全課の封筒への点字をする点字プレス委託業務を行っており、各課の障害者へのコミュニケーション手段の配慮意識や優先調達の意識の高揚を図っている。(豊橋市)

岐阜県

○予算編成段階からの意識づけを図るため、調達担当課に対して優先調達の積極的活用と「優先調達」と明記した上での予算要求を、財政担当課に対して法の趣旨に沿った適切な査定の実施を依頼した。(瑞浪市)

○毎週火曜日と第2・第4金曜日の9時～12時を作業日時と定め、清掃等の作業委託を、すべてその日時で行っている。そのため、委託を行う側(役場)・作業を行う側(作業所)いずれから見ても、スケジュールが立てやすくなっている。(東白川村)

独自の取組(都道府県別に記載)

大阪府

○調達実績の芳しくない地方独立行政法人に足を運び、大阪府の調達手法や調達品目等の紹介を行ったほか、地域の共同受注窓口を紹介するなど調達促進に取り組んだ。(大阪府)

○複数の府有施設の清掃については、知的障がい者等の就労支援を目的として発注しており、そのことで、就労支援や施設外就労の促進等を図っている。(大阪府)

○障害者就労施設等からの物品等の調達を促進するために、契約(発注)手続に優先調達の手順を組み込み、かつ、契約規則を改正し、少額随意契約できる金額の範囲内は、障害者就労施設1者からの見積徴取で契約できるようにした。(箕面市)

大阪府

○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の際は、施策担当部局(例:障がい者就労支援施設であれば福祉局)と協議をすることとしている。他所属等(発注者)から福祉局に協議依頼があった際には、福祉局にて障害者就労施設等(大阪市内)に対し受注可能か照会し、受注の可否を集約し他所属等(発注者)に回答している。他所属等(発注者)は受注可能と回答のあった施設から見積もりを徴取する。(大阪市)

三重県

○随意契約における優先的取扱いを行っている。具体的には、障害者就労施設等の場合、見積書を徴取する者の数は、予定価格が10万円以上の場合、2者、予定価格が10万円未満の場合にあっては、1者とすることができ、共同受注窓口との契約の場合は、共同受注窓口が障害者就労施設等から調達する場合のみ、随意契約範囲内であれば1者とすることができる。また、同事項を定めている「障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度実施要綱」により、随意契約を行う場合、他の者に優先して障害者就労施設等から見積書を調達することを求めている。(三重県)

京都府

○障害者就労施設等との地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約(政策随意契約)制度を整備しており、政策随意契約対象者名簿の登録事業者については、本市競争入札有資格者名簿に登録されていなくても、政策随意契約の相手方とすることができ、また、予定価格50万円以下の政策随意契約を締結する際は、見積り合わせを不要としている。(京都市)

○予定価格50万円を超える政策随意契約については、2者以上の見積り合わせが必要だが、共同受注窓口を通じて契約する場合、複数の見積もりを一度にとることができる。(京都市)

独自の取組(都道府県別に記載)

兵庫県

○庁内作業所を開設し、作業についてNPO法人と運営業務委託契約をした。(三木市)

○市役所内で調達したい物品情報を収集し、障害者就労施設へ調達の可否等を相談した。例)市民課で婚姻届受理時に贈呈しているお祝い品について、障害者就労施設からの調達を相談中である。(豊岡市)

和歌山県

○広域圏で行政と障害者福祉サービス事業者等からなる自立支援協議会のなかで、就労にかかる就労部会を設置。事務局が共同受注窓口となり、事業所の提供サービスなど情報の集約を行い、ガイドブック作成やHPを公開するなどしている。また共同受注窓口について各市町村で広報誌やHPで広報するなどしている。(新宮市)

○合併以降一事業所のみが回収していた福祉部のダンボールや古紙を、平成31年度から市役所本庁舎全体の古紙等を、市内で資源ごみ回収している事業所に1年単位の輪番制で回収してもらうようにする予定。(紀の川市)

島根県

○一部の市町村で、県外在住の島根県出身者に福祉事業所の取組みを知ってもらうため、ふるさと納税の返礼品として福祉事業所の物品を採用する事例を、県工賃向上計画に掲載して、ホームページや関係機関等への通知により周知(島根県)

○先進自治体や事業所等(県内外問わず)への視察研修を、行政各部署・障がい福祉事業所・民間企業等と合同で行い、意識共有や連携の強化を行った。(雲南市)

広島県

○障がいのある人もない人も自由にコミュニケーションができるまちづくりを推進する中で、全窓口へのコミュニケーションボードの配置を目指している。こうした中で、福祉就労ワーキングを介し、市の意向を反映した形で木材のまち、はつかいちをイメージできるようなデザインや製造について複数の事業所が協力し、製品化した。(廿日市市)

○除草業務において、作業の容易な箇所を分離して契約している。過度な負担とならないよう、年間の日常業務として位置づけ、作業時間を1日2時間程度の継続的な作業としている。作業範囲を広く設定し、大学行事等による施設内の状況に応じて、専任支援員が就労者に配慮できるように、作業場所を任意に選択して業務を実施することが可能な契約としている。(公立大学法人広島市立大学)

独自の取組(都道府県別に記載)

山口県

○大口の役務(草刈等)を事業所が共同で受注した場合、これまでは事業所ごとに契約を締結していたが、契約事務の簡素化を図るため、窓口となる事業所がほかの事業所に下請けとして作業させる形に変え、市と窓口となる事業所のみを契約とした。(宇部市)

○市役所の予算編成時期(9~10月)に合わせて、障害者の事業所でも業務可能であるものについては、優先的に発注してもらうよう所管部署の担当者が営業活動を行った。(岩国市)

徳島県

○県では、共同受注窓口は1ヵ所であり、障がい者就労施設からの物品等の調達や印刷等の発注については、施設への直接発注を除き、共同受注窓口を通じて発注している。このため、施設への情報提供については、共同受注窓口から行われている。(徳島県)

○青果物を納入する際、手作業部分も組み入れた就労支援施設の特性を活用したものを納入していただいている。(例:施設内で栽培したトウモロコシを皮むき、ひげとりをして納入)(給食センター)(阿波市)

香川県

○今まで調達実績がなかった特例子会社を訪問し、優先調達の取組について説明するとともに、地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定による随意契約の対象としてもよいかどうかの意向確認を行い、今後、障害者就労施設等に準ずる者として認定予定。(香川県)

愛媛県

○本町には障害者就労継続支援事業所が4事業所(A型1事業所、B型3事業所)あり、毎年4月に優先調達に係る連絡会を開催し、調達可能な物品や受注可能な業務等について聞き取りや庁内の発注可能な業務について、情報提供を行っている。(愛南町)

○各課に優先調達推進員を配置し、年度当初に優先調達推進法の研修を行うなど、各課で障害者施設等への発注が可能な業務の掘り起こしにつなげている。(松山市)

独自の取組(都道府県別に記載)

福岡県

○年度途中で上半期の優先調達実施状況を調査し、優先調達目標達成に向けた確認を行った。(福岡県)

○官公庁からの役務の注文相談窓口を県庁内に設置することで、行政職員からの相談等をしやすくしている。また、商品を販売するショップ及び役務を紹介するコーナーを併設し、優先調達可能な物品・役務の情報を発信している。(福岡県)

○共同受注センターとの連携を強化するため、共同受注センターを市役所庁舎内へ移転・設置した。(北九州市)

○実績のある福岡市に情報提供を求めて、福祉タクシー券の支払事務委託を障害者就労施設に依頼している。(篠栗町)

佐賀県

○市の補助事業により、佐賀市内及び小城市内の障害福祉サービス事業所で構成される団体に、共同受注にかかる業務を依頼、事業所と連絡調整をするコーディネーターを配置している。(佐賀市)

○障がい者の就業を促進するために、公契約における競争参加資格決定の際に、本市内に本店を有する申請者で法定雇用率達成事業者、あるいは法定雇用義務付け者以外の者であっても障がい者雇用している事業者に対して、独自等級算出表で、加算措置を設けている。(佐賀市)

大分県

○「障がい者雇用促進企業等からの物品の購入に係る取扱い要綱」にて、指名競争入札または随意契約の際に、障がい者雇用促進企業及び障がい者就労施設等を追加指名、または追加して見積書を徴することを努めるものとしている。(大分県)

○民間事業者においても、障害者就労施設等への発注促進を目的とし、発注等を行った民間事業者を認定する制度を行っている(大分市)

宮崎県

○障害者就労施設からの訓練・作業内容の情報を基に、業務可能な範囲の作業を当該事業所と相談し、庁舎内のトイレ清掃作業を発注している。(延岡市)

○新庁舎への移転を機に、公務部門における障害者雇用を推進するため、庁舎等の維持管理業務委託の年間契約を点検し、分離発注の可能な業務があったため障害者就労施設と契約を行った。(日向市)